

グループ補助金無利子貸付 募集要領

(被災中小企業施設・設備整備支援事業)

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）は、平成30年7月豪雨で被災した地域産業の復旧及び復興を支援するため、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「グループ補助金」という。）の補助を受けて、施設又は設備の復旧・整備等に取り組む中小企業者に、自己資金の一部を無利子で貸付ける「グループ補助金無利子貸付」を実施することとし、次のとおり募集を行います。

1 貸付対象者

グループ補助金の交付決定を受けた中小企業者

※グループ補助金の交付決定を受けていても、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当しない者は貸付対象外となります。詳細につきましては、下記「7 注意事項」をご確認ください。

以下のいずれかに該当する場合は貸付対象外となりますので、ご注意ください。

- ・破産等の法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む）又は私的整理の手続き中の場合
- ・手形・小切手について不渡りがある場合又は取引停止処分を受けている場合
- ・信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合
- ・融通手形操作等を行っている場合
- ・粉飾決算を行っている場合
- ・多額な高利借入を行っている場合
- ・債務超過の状態に陥っており、事業継続が危ぶまれる場合
- ・税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ・反社会的勢力である場合
- ・暴力的不法行為者又は金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- ・風営法第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者の場合（同条第1項第1号に掲げる料理店、同項第5号に掲げるゲームセンターを除く）

2 貸付対象となる経費

グループ補助金の交付決定において、補助対象経費として認められた施設又は設備（以下「貸付対象施設等」という。）の復旧・整備等のために要する経費

※グループ補助金で補助交付対象経費とならない経費や運転資金などは、貸付対象経費に含めることはできません。

※ただし、グループ補助金の補助交付対象経費にかかる消費税及び地方消費税の額については、貸付対象経費に含めることが可能です。（20億円に対する消費税及び地方消費税の額を限度とする。）

※貸付期間が3年以下となる貸付けは、原則として行いません。

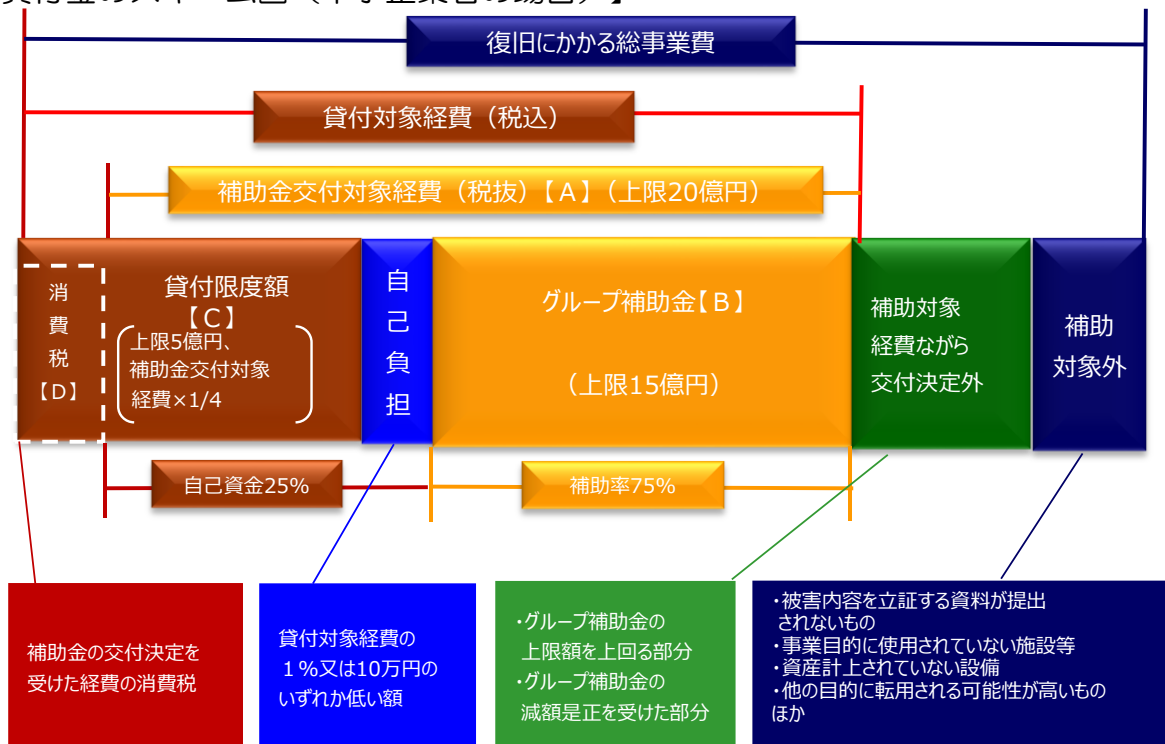
3 貸付制度の概要

グループ補助金の交付決定が貸付に結びつくものではありません。別途審査があり、ご要望に沿えない場合がありますので、ご注意ください。

項目	概要
① 自己負担	貸付対象経費の1%又は10万円以下
② 限度額	グループ補助金の交付対象経費に4分の1を乗じて得た額（5億円を限度）に、交付対象経費に係る消費税及び地方消費税の額（20億円に対する消費税及び地方消費税の額を限度とする。）を加えた額から自己負担分を除いた額
③ 償還期間	償還期間及び据置期間は、貸付対象施設等の耐用年数、借入申請者の償還能力等を勘案して決定します （最長貸付期間20年（最長据置期間5年））
④ 償還方法	原則として毎月口座引落し
⑤ 金利	無利子
⑥ 連帯保証人	必要に応じて保証人を徴求 （法人の場合、原則として代表者）
⑦ 債権保全	原則として、貸付対象施設等へ担保設定します（不動産の場合は抵当権、動産の場合は譲渡担保の設定を行います） ※必要に応じて、追加の担保提供をお願いする場合があります。
⑧ 貸付時期	貸付対象施設等の復旧・整備等及び代金の支払いの完了を確認後、貸付金を交付します
⑨ その他	<ul style="list-style-type: none"> 強制執行認諾約款付きの公正証書を作成します 抵当権設定、公正証書作成等、貸付にかかる諸手続きの必要経費を自己負担いただきます

※限度額については、以下の「貸付金のスキーム図」を御参照ください。

【貸付金のスキーム図（中小企業者の場合）】



【計算例（中小企業の場合）】

■グループ補助金

グループ補助金の交付対象経費 200,000 万円（税抜）【A】
 グループ補助金交付決定額 200,000 万円×3/4 = 150,000 万円【B】

■貸付対象経費

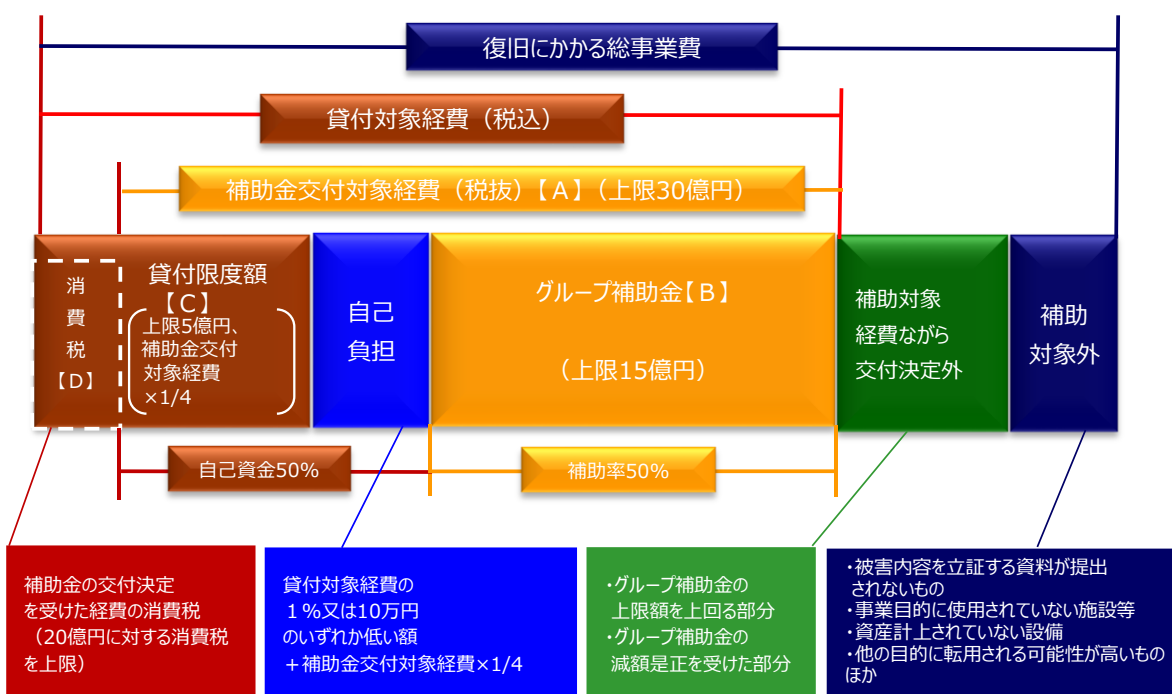
①自己資金 25% 【A】×1/4 = 50,000 万円【C】
 ②消費税 【A】×8% = 16,000 万円【D】
 貸付対象経費（①+②） 【C】+【D】 = 66,000 万円※

※自己負担 10 万円

【A】の金額に消費税を加えた額の 1%もしくは 10 万円のうちどちらか低い額を差引く

貸付限度額 = 65,990 万円

【貸付金のスキーム図（みなし大企業又はみなし中堅企業の場合）】



【計算例（みなし大企業又はみなし中堅企業の場合）】

■グループ補助金

グループ補助金の交付対象経費 200,000 万円（税抜）【A】
 グループ補助金交付決定額 200,000 万円×2/4 = 100,000 万円【B】

■貸付対象経費

①自己資金 25% 【A】×1/4 = 50,000 万円【C】
 ②消費税 【A】×8% = 16,000 万円【D】
 貸付対象経費（①+②） 【C】+【D】 = 66,000 万円※

※自己負担 10 万円

【A】の金額に消費税を加えた額の 1%もしくは 10 万円のうちどちらか低い額を差引く

貸付限度額 = 65,990 万円

4 申し込み方法

- (1) 募集期間 グループ補助金の交付決定を受けた日以降、随時受け付けます。
 ※「借入申込書」の受理の期限は令和2年9月末となりますのでご注意ください。
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出部数 3部（正本1部、副本2部）
- (4) 提出書類 以下の表の1～19に掲げる書類をご提出ください。

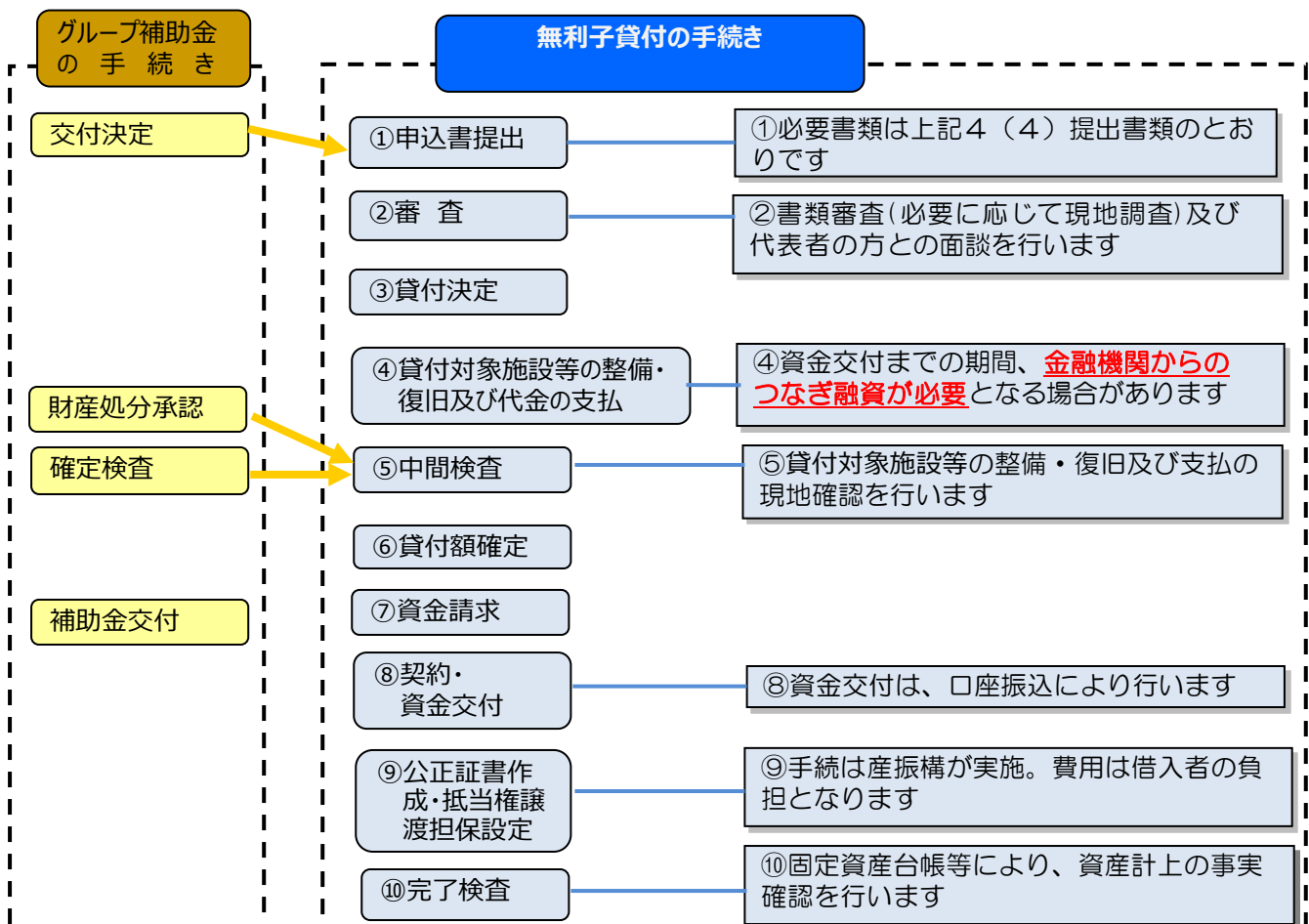
※提出書類は、以下の表の順番通りに編さんしてください。

1	借入申込書類チェックリスト	産振構のホームページから取得してください
2	借入申込書	(産振構貸付要綱 様式第1号)
3	借入金明細・月別売上	(本要領 別紙1)
4	収支計画書 (法人用、個人用)	(本要領 別紙2-1、2-2) 法人用(2-1)と個人用(2-2)があります
5	個人情報の取扱いに関する同意書	(本要領 別紙3)
6	暴力団排除に関する誓約書	(本要領 別紙4)
7	借入申込に係る確認事項及び貸付決定後の遵守事項	(本要領 別紙5)
8	役員等名簿	復興事業計画・グループ補助金で県に提出した左記資料の写しをご提出ください
9	【法人】法人税申告書別表(1～16) 決算書、勘定科目明細書 【個人】確定申告書	直近の3期分をご提出ください
10	合計残高試算表	
11	固定資産台帳	「勘定科目明細書」に固定資産台帳兼減価償却明細が添付されていれば不要です
12	補助金の交付決定通知書の写し	
13	り災証明書の写し	り災証明書が取得できない場合は、県に提出した「被災証明書」「り災証明書が添付できない理由書」等をご提出ください
14	県税の納税証明書 【個人】県税の納付がない場合は市町村税の納税証明書	3か月以内に取得したもの 副本に添付する証明書はコピーで可 未納でないことの証明
15	【法人】現在事項証明書(商業登記) 【個人】住民票(抄本)	3か月以内に取得したもの 副本に添付する証明書はコピーで可 住民票は、本籍地の記載は不要です
16	申込者、連帯保証人の固定資産税評価証明書	

17	①担保物件の土地・建物の登記事項証明書（共同担保目録あり） ②建物図面（法務局備え付けのもの） ③法第 14 条地図又は字図 ④担保物件の固定資産税評価証明書	①～③ 施設の建替、修理の場合のみ必要です ④ 申込者の固定資産税評価証明書に担保物件の記載がある場合は不要です
18	補助金の交付申請書類一式の写し	グループ補助金の交付申請時に県に提出した書類一式の写しをご提出ください
19	事業者別復興事業計画書の写し	復興事業計画の認定申請時に県に提出した左記資料の写しをご提出ください
20	被害状況が分かる写真・資料の写し	復興事業計画の認定申請時に県に提出した左記資料の写しをご提出ください

(5) 提出先（郵送先）〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 1F
公益財団法人 ひろしま産業振興機構 復興支援金融センター

5 主な手続きの流れ



6 審査等

(1) 審査方法

- ・産振構職員による書面審査、現地調査、代表者との面談等の後、産振構が設置する審査委員会で審査を行います。

- ・産振構で審査後、県及び中小機構に対して協議を行い、貸付決定の可否及び条件について通知します。

(2) 審査基準

- ・償還の可能性、事業の継続性、投資内容の妥当性、など
- ・審査の結果、ご要望に沿えない場合がございます。

7 注意事項

○経理処理

貸付に係る経理事務にあたっては、不正又は虚偽による貸付金の交付や、報告書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。

貸付金の交付後も調査を行い、虚偽報告等と認められる場合は、貸付金の繰上償還の処分等を行うことがあります。

○貸付金に係る書類の整備

貸付金にかかる証拠書類（請求書、契約書、領収書等）は、貸付金の交付前に行う中間検査で確認します。

県のグループ補助金の確定検査時に必要となる証拠書類と同一ですので、県の規定に基づき、事前に証拠書類の整備をお願いします。

○グループ補助金の財産処分承認

グループ補助金で取得した財産を処分（取り壊し、廃棄、転用、譲渡、担保に供する処分など）する際には、事前に県知事の承認が必要となります。

貸付金の交付にあたっては、貸付対象施設等に担保の設定を行いますので、県知事の承認がない場合は、グループ補助金の返還などの処分を受ける可能性があります。

必ず事前に県の担当者にご連絡いただき、あらかじめ財産処分の承認を受けてください。

○貸付対象施設等（施設又は設備）の資産計上

貸付対象施設等は、復旧・整備等が完了した後に資産計上（固定資産台帳への記帳）が必要です。

後日、産振構が実施する完了検査の結果、資産計上の事実が確認できなかった場合、貸付金の償還期日前であっても償還金の全部又は一部を償還することになりますので、十分にご注意ください。

○つなぎ資金の対応

貸付金は、貸付対象施設等の復旧・整備等及び代金の支払いの完了を確認後に交付しますので、復旧・整備等に係る着手金などの原資として事前に交付することはできません。

また、貸付対象経費以外の経費や運転資金の財源として交付することもできません。

これらの経費の原資としてつなぎ資金が必要な場合は、金融機関等にご相談ください。なお、貸付金の交付にあたっては、あらかじめ、つなぎ資金の融資を受けた金融機関との間で、つなぎ資金の取扱いについて協議をお願いします。

○グループ補助金の交付決定者のうち、「中小企業者」に含まれない法人

中堅企業、大企業、

医療法人、信用金庫、公益財団法人（一般財団法人）、公益社団法人（一般社団法人）、

NPO法人、第3セクター、社会福祉法人、学校法人、共済組合

○第三者に長期間貸付することを目的とする施設は貸付対象外となります。ただし、法人の代表者が施設の所有者として法人あてに貸付けている場合等例外がありますので、ご相談ください。

8 問い合わせ先

公益財団法人ひろしま産業振興機構 復興支援金融センター

住 所 〒730-0052

広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階

電 話 082-207-0223

FAX 082-249-3232

（受付時間：午前8時30分～午後5時、土・日曜・祝日は除く）